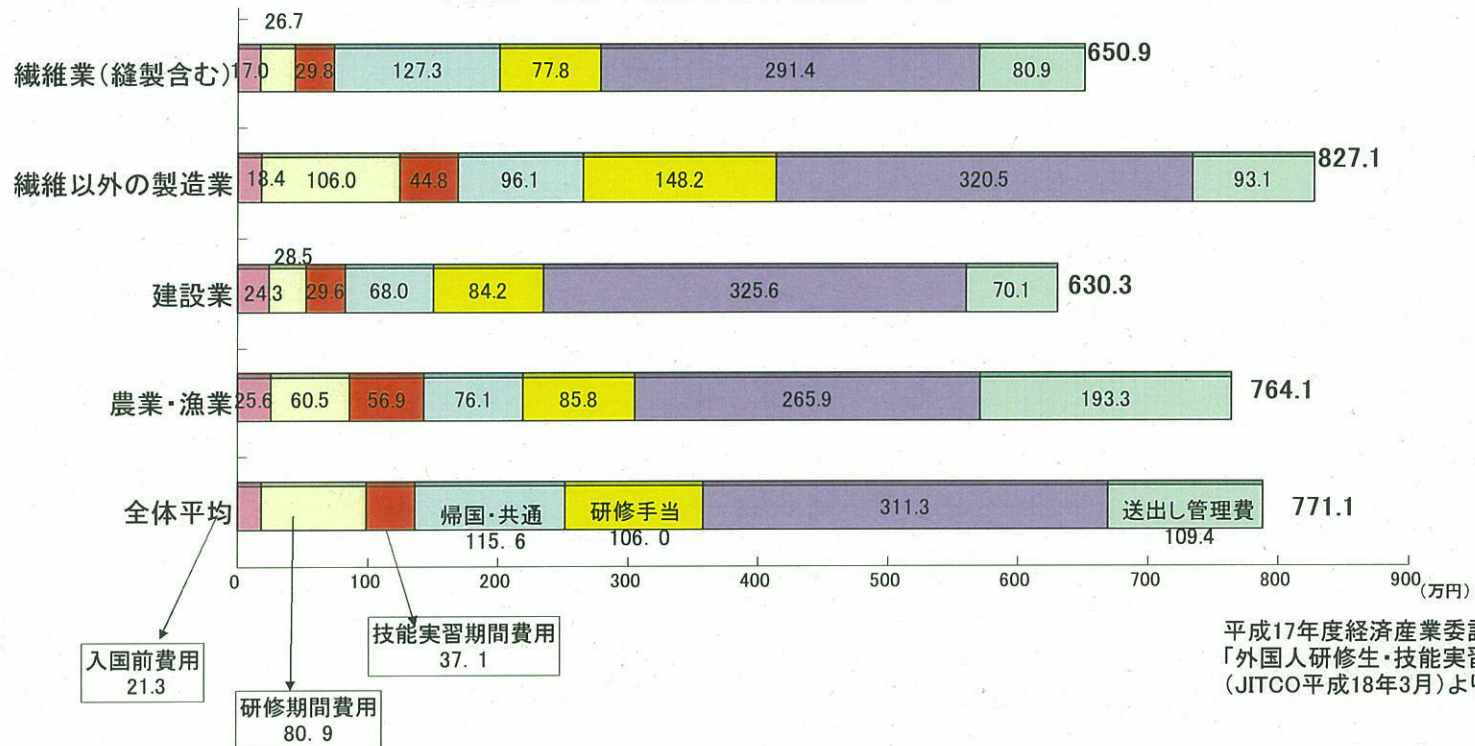


(6) 受入企業業種別団体監理型における受入費用の平均(受入企業業種別/3年間)

(万円)

	繊維業(縫製含む)	繊維以外の製造業	建設業	農業・漁業	全体平均
入国前費用	17.0	18.4	24.3	25.6	18.0
研修期間費用	26.7	106.0	28.5	60.5	80.9
技能実習期間費用	29.8	44.8	29.6	56.9	37.1
帰国・共通費用	127.3	96.1	68.0	76.1	115.6
研修手当	77.8	148.2	84.2	85.8	106.0
実習生賃金	291.4	320.5	325.6	265.9	311.3
受入れ管理費	(64.5)	(101.9)	(114.0)	(230.1)	(102.2)
送出し管理費	80.9	93.1	70.1	193.3	119.2
支出合計	650.9	827.1	630.3	764.1	771.1
実習生からの徴収額 (宿泊施設費用)	▲ 40.7	▲ 37.5	▲ 52.4	▲ 36.0	▲ 39.9
収入合計	▲ 40.7	▲ 37.5	▲ 52.4	▲ 36.0	▲ 39.9
合計	610.0	789.5	578.1	728.0	730.1

業種別の受入れ費用支出合計額の平均



(7) 新聞報道等で指摘された研修・技能実習制度の問題点

(2004年10月～)

	新聞等	年月日	指 摘
1	朝日	04.10.14	○実習生11人を含む36人に対する賃金不払い、時間外割増賃金不払い ○安い労働力を得ようと制度を悪用する中小企業 ○厳しく労働条件をチェックする機関が必要 【室蘭・ルックラン】
2	朝日等	04.11.20	○溶接の研修名目で入国した者を、パン製造会社へ斡旋し就労させた ○出稼ぎ希望者と安価な労働力をほしがる企業をつなぐ構造矛盾 【徳島不法就労斡旋事件】
3	SAPIO	04.11.24	○月額6万～10万の研修生が生活苦から逃亡 ○研修生送出し機関の商売の道具(送出し機関に手数料30～50万円、保証金50万～80万) ○研修制度は人身売買の隠れ蓑
4	朝日等	05. 1.16	○最低賃金未満の月6万円 ○実態は単純労働者と変わらない ○労働条件・人権をめぐる問題も全国で多発 【鳥取・ロワール・ソシエ】
5	毎日	05. 4.20	○研修生に時給100円で残業 ○不十分な座学研修 ○安価な労働力として利用 【鳥取・郡家町商工会】

6	毎日	05. 6.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○残業手当不払い</li> <li>○管理費 20,000～25,000 を研修手当や賃金から控除</li> <li>○安価な労働力確保に利用</li> </ul> <p>【和歌山・黒潮アパレル】</p>
7	朝日等	05. 7.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○79 事業場に監督指導実施〔繊維関係が 42 事業場〕。72事業場で違反(違反率 91%)。36協定違反、割増賃金算定誤り、労働条件の明示なし等、実習生の権利軽視</li> </ul> <p>【福井労働局調査】</p>
8	サンデー毎日	05.12.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本給5万5千円、4 万円が強制貯金で生活費1万5千円、残業手当は時給300円と劣悪な労働条件が問題</li> </ul> <p>【岐阜・全統一労組】</p>
9	週刊金曜日	06.2. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○岐阜の縫製業界ぐるみで酷使</li> <li>○残業代 300 円と劣悪な労働条件であり「奴隷労働」の温床</li> <li>○日本でのパスポート保管や強制貯金での担保と、中国での多額の手数料徴収という日中連携の締め付け</li> <li>○正規の道を外国人にも与え共生を目指す労働政策の確立が課題</li> </ul> <p>【岐阜・全統一労組】</p>
10	朝日	06.5.7-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛媛県今治市の実情</li> <li>○好況支える時給 750 円</li> <li>○研修生の残業、低賃金労働</li> </ul>

11	毎日	06.5.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国人研修生:未払い賃金支払いを</li> <li>○福井労基署に是正勧告申し入れ</li> </ul>
12	毎日	06.6.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>○茨城県で不法滞在のタイ人 8 人摘発</li> <li>○外国人依存深める農家</li> </ul>
13	毎日	06.7.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国人実習生:「不当な低賃金。是正を」</li> <li>○最賃法違反で、倉敷労基署に申し入れ</li> </ul>
14	朝日 (1面トップ)	06.8.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法務省による正行為認定件数が125件(7月末)と増加傾向</li> <li>○茨城県で農業技能実習生が労基署へ違法雇用(残業代 350 円)を申告</li> <li>○受入れ組合理事長が中国人実習生にセクハラ</li> <li>○送出し機関が高額な保証金徴収、没収をおそれ雇用主の不正に従う</li> <li>○法務省 PT・副大臣 PT 等が制度の見直しを提言</li> </ul>
15	朝日等	06.8.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国人農業研修生(養豚)がナイフで 3 人を殺傷する事件</li> <li>○研修手当6万5千円、3万円程度の残業代</li> <li>○研修手当に不満が原因か</li> <li>【千葉・木更津森本畜産】</li> </ul>
16	徳島	06.9.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○徳島県経済異業種協同組合が高松入管から活動禁止処分</li> <li>○傘下企業 2 社への指導監督を怠る</li> <li>○中国人実習生に対する賃金不払い</li> </ul>

17	朝日 (解説記事)	06.9.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国人農業研修生の時間外は 450 円</li> <li>○2 万 5 千円の残業台は別口座へ入金</li> <li>○厚労省が受入れ企業の指導強化へ</li> </ul> <p>【千葉・木更津森本畜産】</p>
18	東京・中日	06.9.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トヨタ自動車の下請け企業 23 社が最低賃金や時間外割増賃金を守らずに、約 200 人のベトナム人技能実習生を雇用</li> <li>○豊田労基署からは是正勧告を受け、8 月末までにほぼ支払い完了</li> <li>○未払い額の総額は 500 万円以上</li> </ul> <p>【愛知・トヨタ自動車下請け】</p>
19	日経ビジネス	06.9.11	<p>日系外国人労働者の問題を主に解説記事。技能実習生関係については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実習生の日給を一方向的に 1, 000 円切り下げ</li> <li>○実習生は来日前に借金して保証金 5 万元(約 75 万円)を支払う</li> </ul>
20	週刊東洋経済	06.9.16	<p>日本で働く外国人の単純労働者特集記事。研修・技能実習生関係については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修手当 4 万 5 千円、残業代時給 200 円</li> <li>○受入れ企業がパスポート・印鑑・預金通帳を補完し、研修手当の一部を強制貯金</li> <li>○実習移行後も基本給 5 万円、残業代時給 300 円</li> <li>○来日前に送出し機関に 2 万元(26 万円)の保証金と実家、農地を担保に提供。研修放棄の場合には全て没収の約束</li> </ul>
21	読売	06.10.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人研修生・技能実習生の失踪、5年間で 8,340 人</li> <li>○厚生労働省の調査では約 8 割で労基法等の違反</li> <li>○中小零細企業の手不足を低賃金の外国人で補っている実態</li> </ul>

(8) 諸外国における外国人実習制度概要

	ドイツ：ゲスト労働者協定	韓国：産業研修制度・研修就業制度
制度	ゲスト労働者協定（二国間協定）に基づき、若年労働者を受入れ、OJT訓練（労働契約）を施すもの	産業研修制度における研修を終えた産業研修生を対象に研修先企業の推薦と「研修就業資格試験」の合格を条件に、2年間の就業を認めるもの（2006年を持って廃止）
目的	① 実践的な技能・技術の修得 ② 協定国との経済協力関係強化 ③ 国内の労働力不足解消	① 中小企業における深刻な人手不足の緩和 ② 技術・技能の移転を通じて国家間の協力を高める
受入対象国	アルバニア、ブルガリア、クロアチア、リトアニア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ロシア等	東南アジア、中央アジアを中心に、17カ国
対象者	若年労働者（18～40）で十分なドイツ語の知識を有することのほか、職業養成訓練の修了又は、3年の実務経験を要件とする。	若年労働者（20～40）であり、犯罪歴のない者、送り出し機関による教育を履修した者。 （韓国語試験も実施するがレベル等の要件はない）
対象者の身分	雇用契約に基づく労働者	産業研修制度：1年目「研修」 研修就業制度：2年目～3年目「労働者」
受入枠	毎年、国毎に設定。全体で1万弱。	毎年、産業や相手国毎に受入枠（ストック）を設定するとともに、各事業所に対し、従業員規模に応じた受入枠を設定。
期間	12ヶ月～18ヶ月	研修1年＋就業2年の最大3年間
事業者の要件	専門労働者としての採用・処遇（専門労働者としての賃金、賃金総額明示、協約労働時間、適切な宿泊所の用意）、訓練に相応しい就業場所、一定（外国人1人にドイツ人4人）の人員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業、建設業、農畜産業及び遠近海漁業</li> <li>・ 従業員規模300人以下</li> <li>・ 宿泊施設の整備</li> </ul>